

第1章 はじめに

1.1 山梨サイクルネット構想策定の趣旨

近年、交通における環境負荷の低減の追求、健康志向の高まり等を背景に、自転車の利用ニーズが益々高まりをみせており、富士北麓地域でも富士山世界文化遺産登録後、来訪者が増加する中でサイクリング体験ツアーやサイクルイベントが開催されるなど自転車が注目を集めている。

これまで、富士北麓地域における既存のサイクリングコースの紹介をホームページやパンフレットで行ってきたが、より多くの人々が安全で快適に自転車を利用できる環境を整えるため、現地における案内誘導や危険個所に対する注意喚起等のサイン整備や自転車走行空間整備などのハード整備を充実させる必要がある。

また、地域の骨格をなす道路においては日常的に交通渋滞がみられ、住民や観光客の円滑な交通等に支障があるばかりでなく、自然環境に与える影響や災害時の避難路・救援路の確保の面でも課題となっている。

これら課題に対し、自動車交通から自転車利用へのモダリティシフトが求められるなか、地域の日常的な交通手段としての自転車利用や観光における2次交通（駅などから観光目的地までの交通）としての自転車について、利用しやすく持続可能な環境が求められている。

そのため、多くの観光資源を持つ富士北麓地域において自転車による広域的な周遊観光を促し、個性ある観光地として確立させ、来訪者の増加による地域活性化を図るため、自転車の利用環境を向上させる「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）」（以下、「本構想」とする）を策定し推進することが急務となっている。

このような背景のもと、富士北麓地域における各道路管理者と観光関係団体等が連携し、自転車が利用しやすい環境を整え、民間事業者の投資を促す体制づくりを進めるために、「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）検討委員会」（以下、「検討委員会」）を設立し、利用環境の充実に向け目指すべき目標や課題解決のための対策メニュー等について議論し、本構想の策定に至った。

1.2 本構想の位置づけ

- 本構想は、「安全で快適な自転車利用環境の創出」を実現するため、具体的な整備や取組みに関わる基本的な考え方や仕様等を定め、各事業者・実施主体による良好な自転車利用環境づくりの方針を示すものである。

1.3 本構想の適用範囲および使い方

1.3.1 本構想の適用範囲

- 本構想の適用範囲として、富士北麓地域内の自転車利用ネットワークを構成する、国道・県道・市町村道の全てにおいて適用することを基本とする。
- 富士北麓地域は、世界文化遺産富士山を擁するとともに富士箱根伊豆国立公園に位置し、自転車走行空間など公共施設の整備に関して、景観法や自然公園法、県・各市町村で定められた景観条例等に則り、景観に配慮した整備形態に留意するものである。

1.3.2 本構想の使い方

- 本構想は、自転車利用ネットワーク・走行空間づくりやサイクリストの受け入れ環境、PR展開を計画・整備・管理するにあたり、技術的な基準や留意事項を確認し、ガイドラインとして活用するものである。
- 山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）における自転車利用環境づくりに関する記載項目を以下に示す。

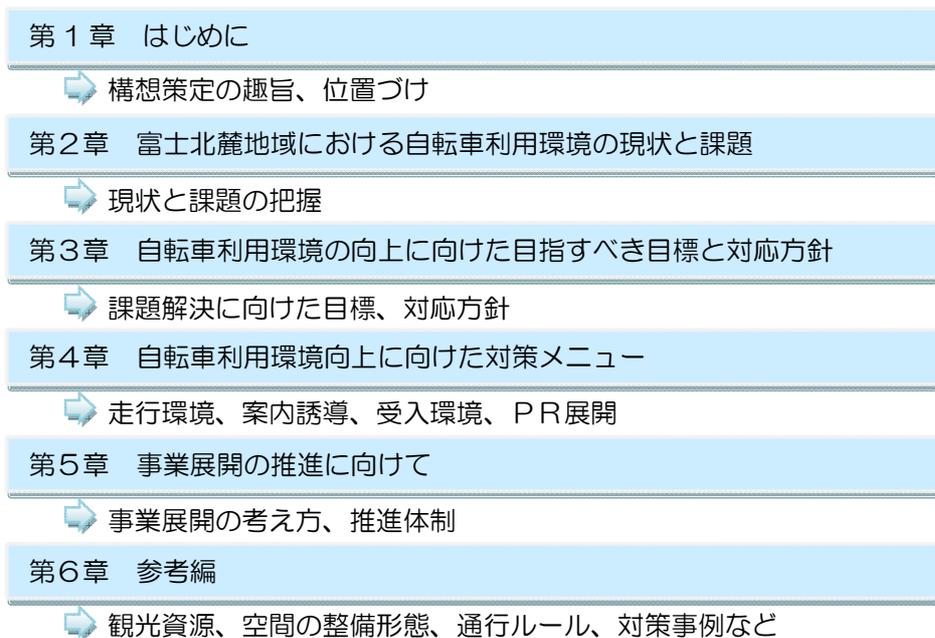


図 1.1 本構想の構成

1.3.3 本構想の改定の考え方

- 本構想は、関係法令（道路交通法、道路構造令等）の改定の動向や、自転車利用者のニーズや社会情勢等の動向を踏まえ、構想の項目・内容について適宜改定していくものである。
- なお、自転車走行空間の整備等については、国内外の先行整備事例や学術的な研究により、新たな知見が蓄積されている段階であるため、これらの知見を適宜取り入れつつ、本構想の充実を図ることとする。

1.4 用語集

■ 富士北麓地域

本構想における「富士北麓地域」は、「富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会」が設定した、8つのサイクリングコースがある、「富士吉田市、身延町、富士河口湖町、鳴沢村、西桂町、忍野村、山中湖村」をいう。

■ 富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に指定された国立公園である。現在、富士山を中心とした富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、大島・三宅島等の伊豆七島からなる伊豆諸島地域の4地域に分けられる。

■ 世界文化遺産

ユネスコに登録され、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造部群、遺跡、文化的景観等のこと。

■ 世界文化遺産富士山の構成資産

世界文化遺産富士山の価値を構成する資産のこと。

■ 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、平成16年6月に制定された法律。

■ 景観条例

美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例のこと。

■ 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、昭和32年6月に制定された法律。



■ 道路交通法

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的として、昭和35年6月に制定された法律。

■ 軽車両

道路交通法第2条第1項第11号に規定される、自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

■ 道路付属物

道路法第2条第2項に規定され、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他、道路の管理上必要な施設又は工作物という。

■ 道路構造令

道路の新設または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めた政令で、昭和45年10月制定。

■ 大規模自転車道

自然公園、名勝、観光施設、レクリエーション施設等を結ぶことを目的とし昭和48年度から全国的に整備を行った自転車歩行者専用道など。

■ 単路部

道路のうち交差点及び踏切等を除いた部分をいう。

■ 法定外標識

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定されている法定様式に従っていない表示物のこと。

■ 自転車事故

自転車運転者が第1、または第2当事者となった交通事故を件数として計上。

■ 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、平成24年11月、国土交通省道路局と警察庁交通局により、ガイドラインとしてとりまとめ、共同で策定したものである。

■安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会

自転車ネットワーク計画策定を早期に進展させるための方策、安全な自転車走行空間を早期に確保する方策、自転車の多様な活用策を踏まえた利用環境を創出するための方策などについて、専門的見地から審議を行うために設置されたものである。

■サイクルオアシス

農家民宿・ガソリンスタンド・小売店・喫茶店等で地元住民がサイクリストに休憩できるスペースやトイレの利用等提供する仕組みのこと。

■モーダルシフト

自家用車での移動から公共交通機関や自転車等を利用しての移動に転換すること。

■自転車走行空間

自転車が走行するための道路、又は道路の部分をいう。

■自転車ネットワーク計画

安全で快適な自転車走行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画をいう。

■自転車ネットワーク路線

自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて、自転車走行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線をいう。

■自転車

道路交通法第63条の3に規定される「普通自動車」をいう。

なお、「普通自動車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものをいう。

「内閣府令で定める基準」としては、道路交通法施行規則第9条の2で次のように規定されている。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190センチメートル。
 - ロ 幅 60センチメートル。
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 側車を付していないこと。
 - ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。
 - ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ニ 走行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。



■ 自転車道

道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお道路交通法上も、自転車道として扱われる。

■ 普通自転車専用通行帯

道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいう。本構想は「自転車専用通行帯」にする。

■ 自転車歩行者道

道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。

本書では、「自転車歩行者道」と限定した記述をしない限り、「歩道」には歩道と自転車歩行者道とが含まれるものとする。

■ 歩道

道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。

■ 路肩

道路構造令第2条第1項第12号に規定される、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。

■ 路側帯

道路交通法第2条第1項第3号の4に規定される、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

■ 自転車専用道路

道路法第48条の14第2項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路をいう。



■道路標識

道路交通法第2条第1項第15号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する表示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区間線及び道路標示に関する命令第1条～4条により規定される。

■看板

道路標識、区間線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の内容を表示する看板をいう。

■道路標示

道路交通法第2条第1項第16号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいい、種類、様式等については道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第8条～第10条により規定される。

■区画線

道路法第45条に規定される、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設けられるものをいい、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第5条～第7条に規定される区画線をいう。

具体には同命令別表第4で規定される様式に従って道路鋸、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

■路面表示

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

■分離工作物

道路の部分において、自動車、自転車、歩行者の通行空間を区画するための縁石線、柵その他これに類する工作物をいう。